

監 第 1 1 号  
平成 25 年 4 月 30 日

請求人 様

京都市監査委員 富 喜久夫  
同 谷 口 弘 昌  
同 西 村 京 三  
同 海 沼 芳 晴

### 住民監査請求について（通知）

平成 25 年 3 月 27 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく 2 件の住民監査請求（以下「本件各請求」という。）について、下記の理由により却下します。

### 記

1 本件各請求は、保健福祉局障害保健福祉推進室（以下「障害保健福祉推進室」という。）が、請求人の求めに応じる具体的内容の調査を行っていないことは不当であるなどとして、障害保健福祉推進室の会計執行を適正に行うよう求めるもの（以下「本件第 1 請求」という。）、及び京都市長、総合企画局市長公室秘書担当及び保健福祉局（以下「市長等」という。）が請求人の人権を守る公的義務を怠っていることは不当であるなどとして、市長等に、法律上、適正な職務を執行するよう求めるもの（以下「本件第 2 請求」という。）である。

2

(1) 本件第 1 請求に係る請求書及び事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）の趣旨によれば、本件第 1 請求における請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 平成 25 年 3 月 22 日付け京都市指令保障第 461 号の決定について、障害保健福祉推進室は、必要な財務上の会計執行を受けているにもかかわらず、請求人の生年及び住所を誤認したうえ、法的な形式上の調査しか行っておらず、請求人の求めに応じる具体的内容の調査を不当に行っていないという疑義がある。

イ 財務上、必要な会計を用意されているのに、それを適正に執行しない、

又は執行を怠っていると認められる。

ウ 京都市（以下「市」という。）に福祉推進の適正な公務執行に重大な支障を生じ、損害を発生させている。

エ 保健福祉局の予算執行を具体的に監査し、障害保健福祉推進室の会計執行を適正に行うよう求める。

(2) 上記(1)から、本件第1請求の対象とされている事項は、障害保健福祉推進室が、個人情報開示請求に関する調査業務に関して、請求人の求めに応じる具体的内容の調査を行っていないことであると解される。

(3) 住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は職員が行う財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）に限られるところ（法第242条第1項）、上記(2)の事項が、住民監査請求の対象となる財務会計行為に該当しないことは明らかである。

なお、本件第1請求では、「必要な財務上の会計執行を受けているにもかかわらず」と主張され、また、保健福祉局の予算執行を具体的に監査し、障害保健福祉推進室の会計執行を適正に行うよう求める主張がされているが、監査の対象とすべき具体的な財務会計行為は何ら特定されておらず、上記以外の一連の主張も個人情報の開示請求に係る調査業務の問題点の指摘にほぼ終始していることからすれば、上記のような主張のみをもって、本件第1請求が上記(2)の事項以外の特定の財務会計行為に係る監査を求める趣旨であると解することは適当でない。

(4) したがって、本件第1請求は、住民監査請求の対象となる財務会計行為に該当するものとは認められず、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

### 3

(1) 本件第2請求に係る請求書及び事実証明書の趣旨によれば、本件第2請求における請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 平成25年2月28日から同年3月27日まで、市長等は、必要な財務上の会計執行を受けているにもかかわらず、請求人の人権を守る公的義務を怠っていることは不当である。

イ 市長等は、適正な職務を遂行しなければ市民の人権を守れず、市民が経済活動を行えず、市に損害を発生させている。

ウ 市長等は、請求人の請求、要請に適正に応じないため、請求人の社会復帰に支障を来し、人権を守らないから、市全体に損害を与えている。

エ 市長等に、法律上、適正な職務を執行するよう求める。

(2) 上記(1)から、本件第2請求の対象とされている事項は、市長等が、人権を守る公的義務を怠っていることであると解されるが、当該事項が、住民

監査請求の対象となる財務会計行為に該当しないことは明らかである。

なお、本件第2請求において、「必要な財務上の会計執行を受けているにもかかわらず」と主張されている点については、上記2(3)の判断と同様である。

(3) したがって、本件第2請求は、住民監査請求の対象となる財務会計行為に該当するものとは認められず、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

4 以上のとおり、本件各請求は、いずれも法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。